

財政悪化 と 格差拡大 を招いた 法人税率・所得税率・住民税率 引き下げ の実態

		消費税 創設前		創設後		現在	
		(物品税)		平成元年 3%	平成9年 5%	平成26年 8%	令和元年10月から 10%・8%
普通 法人税	基本 税率	留保分	昭和59年4月1日 43.3%	平成2年4月1日 37.5%		平成30年4月1日 23.2%	
		配当分	33.3%				
	軽減 税率	留保分	平成2年4月1日 28%		平成24年4月1日 15%		
		配当分					31%
所得 税	課税段階		昭和58年 19	平成元年 5		平成27年 7	
	課税上限額		8,000万円超	2,000万円超		4,000万円超	
	税率		75%	50%		45%	
住民 税	課税段階		昭和55年 14	平成元年 3		平成19年以降 フラット化	
	課税上限額		4,900万円超	500万円超		一律	
	税率		18% (市14%・県4%)	15% (市11%・県4%)		10% (市6%・県4%)	

これで大幅に増加したのは、法人企業の内部留保資金 **627.5兆円** (2022年度) と 家計の金融資産 **2,121兆円** (2023年9月末) だ！